

資料3-3

諮詢 第 532 号

環水大自発第 2008113 号

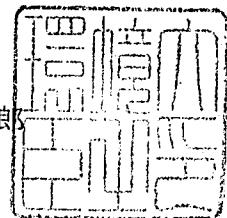
令和 2 年 8 月 11 日

中央環境審議会会长

武内 和彦 殿

環境大臣

小泉進次郎



今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（諮詢）

下記の理由により、今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について、貴審議会の意見を求める。

（諮詢理由）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号。以下「法」とする。）第 6 条及び第 8 条の規定に基づき定められた自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成 23 年 3 月環境省告示第 22 号）では、対策地域において、令和 2 年度までに二酸化窒素に係る大気環境基準（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）を確保することを目標としており、また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 50 号）附則第 2 条において目標の達成状況に応じ、法の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

このような状況を踏まえ、今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。